平成２３年（フ）第１５４号
三重県津市高茶屋５丁目４番16号　デアコートＣ202、前住所三重県津市高茶屋小森町1732番地27
破産者　西村　光司
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２５２号
和歌山市鳴神968番地の11、商業登記簿上の本店所在地和歌山市岩橋510番地の１
破産者　有限会社水原プロ
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５３号
香川県丸亀市土器町東６丁目300番地805号
破産者　有限会社溝渕家具店
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所丸亀支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２０７６号
さいたま市浦和区木崎４丁目１番４号
破産者　中村　光延
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４１７号
茨城県ひたちなか市大字馬渡3841番地２　プレミール本郷205号
破産者　大山　秋男
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１３７号
埼玉県入間市東町４丁目２番　２―306号
破産者　松﨑　弘生
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６３９号
埼玉県川越市西小仙波町１丁目16番地12　ライオンズマンション本川越第３―102号室
破産者　福澤　明美
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８２４号
埼玉県所沢市緑町１丁目６番11―303号
破産者　金子　　精
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５１４号
福岡県遠賀郡水巻町二西３丁目６番404号
破産者　松本　善広
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２８０３号
札幌市北区新川西３条６丁目８番20号ビッグブリッヂ新川Ⅲ―101号、開始決定時の住所札幌市北区新琴似６条11丁目２番７号
破産者　多田　　豊
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８０４号
札幌市手稲区西宮の沢４条３丁目５番10―317号
破産者　多田　信重
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８０５号
札幌市手稲区西宮の沢４条３丁目５番10―317号
破産者　多田　末子
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８１８号
札幌市南区川沿１条２丁目14番30―503号、開始決定時の住所札幌市中央区北４条西11丁目28番地１　ダイアパレスアヴェニュー植物園―1102号
破産者　柴田　大樹
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１１７号
北海道石狩市花川北４条２丁目217番地
破産者　中村ノリ子
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９９号
千葉県東金市南上宿22番地６　メゾン東金Ａ―201、開始決定時の住所千葉県東金市日吉台７丁目５番地13
破産者　藤木　郁子
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２５号
京都府綾部市田野町田野山２番地163　ケアハウスウォーターヒルズ松寿211号室
破産者　大槻　則道
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第４４号
京都府綾部市宮代町宮ノ下１番地の18　メゾン秀Ⅰ―201号室、開始決定時の住所京都府綾部市味方町薬師谷300番地の54
破産者　堤　　康雄
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係